

令和8年度竹野スノーケルセンター管理運営業務に係る
業務請負条件

本業務は、竹野スノーケルセンター（以下、「センター」という。）の管理運営を行うことを目的とするものである。

本業務においては、センターの施設管理をするとともに、センターの設置目的である山陰海岸国立公園の自然環境の普及啓発及びスノーケル等の自然とのふれあい活動の推進を果たすために、窓口での対応、展示物やSNSでの自然情報の発信及び無料プログラムを実施することとしている。これらを確実に遂行し、適切な施設運営をするためには、自然環境或いは観光に関する実務経験と公共施設管理運営に関するノウハウとを兼ね備えることが必要である。

以上のことから、下記に従い、業務請負条件に係る確認書類（以下「業務請負条件資料」という。）を提出すること。

記

（1）提出書類

- ・配置するセンター長が自然環境保全や生物・生態系に関係する事業又は自然情報の収集及び発信を行う活動や地域振興に資する観光事業において正規職員又は臨時職員等として3年以上勤務していることを確認することができる書類。（予定配置センター長経歴書。別添様式による）
- ・配置する業務管理者が施設管理運営の経験を3年以上有することが確認できる書類。（予定配置業務管理者の経歴書。別添様式による）

（2）提出期限等

① 提出期限

入札説明書7.（1）のとおり

② 業務請負条件資料の提出場所及び作成に関する問合せ先

入札説明書 に同じ

③ 提出部数

2部

④ 提出方法

入札説明書7. のとおり

⑤ 提出に当たっての注意事項

- ア 郵送の場合は封書の表に「令和8年度竹野スノーケルセンター管理運営業務に係る業務請負条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。
- イ 提出された業務請負条件資料は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- ウ 提出された業務請負条件資料について、内容確認のため提出者に対してヒアリングを行う場合がある。
- エ 虚偽の記載をした業務請負条件資料は、無効とともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
- オ 業務請負条件資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- カ 提出された業務請負条件資料は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。